

研究発表の特許手続上の証明について

本会は特許法第30条第1項の規定による「特許庁長官が指定する学術団体」に指定されて(Vol. 5 No. 10p53 参照)おりますので、大会において文書をもって発表し、(1)その発表した日より6か月以内に、その発明者が実用新案または特許について「特許法第30条第1項の適用をうけようとする旨を記載した書面」を、特許出願と同時に特許庁長官に提出し、(2)さらに、その発明、考案が「本会開催の大会で発表されたものであることを証明する本会発行の証明書」を出題の日より30日以内に特許庁長官に提出するときには、その発明、考案は新規性を失わないと認められることになっています。このさい、大会講演要旨集に記載されていることがらに関しては、刊行物とみなされるので当然保護されます(講演要旨集に記載されたものと全く同文、あるいはコピー複写を特許庁に提出される場合は座長の確認は必要ありません)。したがって、大会講演要旨に記載のないことがらについての発表を保護の対象としたいときのみ、別に文書を本会に提出することになります。それには、(イ)発表者は、発表のもとになる「文書」(全部または必要部分の抄本)を作成し、必ず、当日、座長(ポスターの場合は、会場責任者、以下同じ)に提出し、発表後、口頭で発表したことの事実を座長に「確認」してもらいます。ポスター会場責任者は、「会場責任者席」にあります。(ロ)座長の確認を受けるには、次の例に示すような「確認書」を発表者が作成して、「文書」とともにあらかじめ座長に提出します。(ハ)出願者が本会発行の証明書を特許庁長官に提出するときは、座長の捺印した「確認書」1通、「文書」2通(正、副)のほか、下記の例に示すような「証明書」(学会の控1通を含む2通)を作成して、返信用封筒(宛先記入、切手貼付)を同封し、本会あてその証明を請求してください。本会では、この証明書に、「文書」のうち1通(正)をつけて返送いたします。(詳しくは次ページ参照)

確認書の例

平成26年〇月〇日
日本防菌防黴学会御中 平成26年度日本防菌防黴学会大会
第〇会場座長〇〇〇〇〇 印
平成26年度日本防菌防黴学会大会において、添付の文書のとおり発表があったことを確認いたします。
記
講演日時：平成26年〇月〇日
講演場所：品川区立総合区民会館(口頭発表会場)
講演番号：24Pp-08
発表者および演題：山田一郎「・・・演題・・・」(例)

証明書の例

証明書
平成26年〇月〇日
特許庁長官〇〇〇〇殿 日本防菌防黴学会御中
会長 〇〇〇〇〇 印
本会開催による平成26年9月〇日の平成26年度日本防菌防黴学会大会において、山田一郎は、添付の文書をもって発表したことを証明いたします。

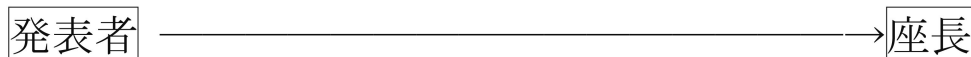
(注)

1. 発表者が連名の場合は「確認書」、「証明書上「文書」とも全員の名前を記入すること。
2. ポスター発表の場合は「確認書」中の「座長」を「ポスター会場責任者」、「口頭発表会場」を「ポスター会場」にそれぞれ変更して下さい。

【大会における研究発表の特許手続上の証明手続きについて】

発表者作成書類

- 1) 発表した事実を座長に確認してもらう「**確認書**」(1通)
- 2) 講演要旨集掲載分以外で保護対象としたい「**発表のもとになる文書**」(2通, **座長が割印できるよう袋とじにすること**)
(講演要旨集掲載分は、刊行物とみなされるので、そのまま保護されます)
- 3) 発表した事実を学会に証明してもらう「**証明書**」(2通)



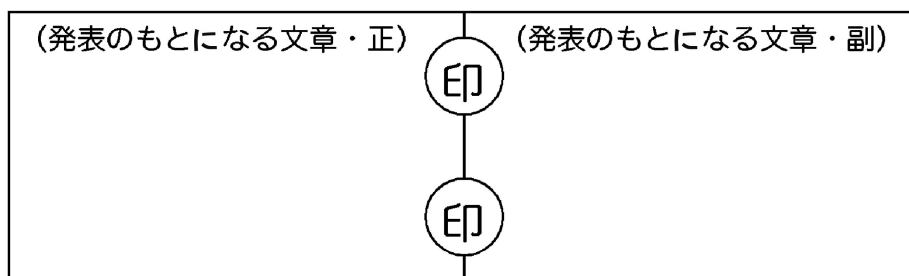
下記のもの座長へ提出して捺印をもらう

「**確認書**」(1通)

「**発表のもとになる文書**」(2通)

割印例

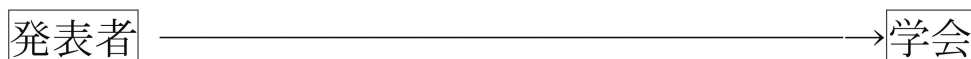
座長は「**発表のもとになる文書**」の総ての頁の上下2ヵ所に押印すること



座長、下記のものに捺印して発表者へ返送

「**確認書**」(1通)

「**発表のもとになる文書**」(2通)



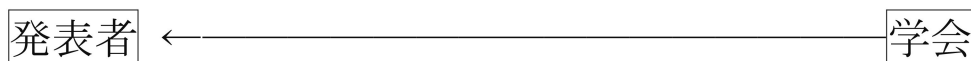
発表者、学会事務局宛、**返信封筒を付けて**下記の書類を送る

(550-0005 大阪市西区西本町 1-13-38 新興産ビル7F 日本防菌防黴学会事務局宛)

「**確認書**」(1通) 座長が押印したもの

「**発表のもとになる文書**」(2通) 座長が押印したもの

「**証明書**」(2通)



学会事務局から、下記を発表者へ返送する。

「**発表のもとになる文書**」(1通)

「**証明書**」(1通)

(「**確認書**」(1通)・「**発表のもとになる文書**」(1通)・「**証明書**」(1通)は学会事務局で控えとして保管いたします。)